

情報通信環境整備等支援業務仕様書

1 業務名

情報通信環境整備等支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から平成31年3月20日まで

3 業務内容

鳥取県内に事業所を有し、鳥取県が鳥取市及び米子市に設置した託児機能付きサテライトオフィス（以下「サテライトオフィス」という。）の利用を含め、在宅勤務などテレワークの導入について検討、実施する企業、団体等（以下「企業等」という。）を対象に、情報通信環境の整備やセキュリティ対策に関する以下の助言等を行う。

(1) 電話等による対応

テレワークの導入について検討、実施する企業等からの電話相談や面談に対し、助言を行う。なお、対応が可能な時間は1日に7時間以上とし、開始から終了までの時間は、企業等の一般的な就業時間と重なるよう設定すること。

(2) 人員の派遣

ア 現状確認等に係る派遣

相談を受けた企業等の現状の確認や最適な整備環境等について助言するため、必要に応じて人員を派遣する。

イ 設定に係る派遣

テレワークの試行、導入に係る通信機器の設定のため、必要に応じて人員を派遣する。

ウ 派遣に係る日時、場所の決定

人員派遣の日時、場所については、受注者が派遣する企業と調整の上、決定するものとする。ただし、派遣する場所は県内の事業所に限る。

(3) 想定する対応件数

本業務全体で、電話等による対応は30件、現状確認等による派遣は20件、設定に係る派遣は5件を想定するものとする。ただし、対応件数の内訳については、企業等からの相談状況に応じて契約金額の中で調整できるものとするが、多くの企業等の相談に対応できるよう配慮すること。

※同一の企業等から同じ内容について複数回の相談があった場合の件数は1件とする。

※委託料の確定額は、本業務の実績に応じた額と委託料の上限額のいずれか低い額とする。

(4) サテライトオフィスとの連携

相談を受けた企業等の状況として、サテライトオフィスの利用が適当な場合にあっては、サテライトオフィスの利用を積極的に案内するとともに、必要に応じてサテライトオフィスと連携して対応すること。

(5) 報告

受注者は、業務の実施にあたって次に掲げる内容について報告すること。なお、発注者は受注者に対し、随時実績報告を求めることができる。

<報告の内容>

- ・毎月の電話相談件数や派遣状況（別添様式1）。報告の期限は当該月の翌月10日までとする。ただし、平成31年3月分の報告は、10に規定する完了報告と同時に提出すること。
- ・最終の利用実績。

4 本業務の実施に当たっての基本的な姿勢

企業等に対して、公平・中立な立場で実施することとし、特定の企業に有利な取扱いを行ってはならず、相談を受けた企業等の状況に相応しい情報通信環境の整備等について助言すること。

5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

6 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに本業務以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに8の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

7 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

8 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、第三者にこの契約に基づく一切の業務を遵守させるとともに、鳥取県に対して責任を負わせるものとする。

9 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

10 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、平成31年3月22日までに完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

11 委託料の支払

- (1) 受注者は、10の完了報告が適正と認められた通知を受けた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。
- (3) 発注者が、正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき契約締結日現在において鳥取県会計規則（昭

和 39 年鳥取県規則第 11 号) 第 120 条第 1 項に規定する率の遅延利息を発注者に請求することができる。

12 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

13 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (2) 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。
- (3) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

(別添様式1)

情報通信環境整備等支援業務月例報告書

平成 年 月 日

平成 年 月分の業務状況を報告します。

記

1 電話等対応件数 件、相談を受けた回数 回

相談日	企業名	相談内容	対応

2 人員派遣状況

派遣日	企業名	企業所在地	支援内容